



JSG ニュースレター

<Tax>

行政院が「所得税法」一部条文改正案 (源泉徴収制度の最適化) を承認 2025年1月1日より施行

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

所得税の源泉徴収制度を最適化するため、財政部が作成した「所得税法」一部条文改正案は、2024年7月15日付で立法院を正式通過し、[同年8月7日付で総統により公布](#)されました。行政院は財政部からの申請を受け、[2025年1月1日付での施行](#)を決定しました。今般の改正のポイントは以下のとおりです。

改正条文	新規追加/改正の内容
第88条 源泉徴収すべき所得	<ul style="list-style-type: none">行政法人（例えばナショナル・パフォーマンス・センター等）による支払いは源泉徴収対象所得とする条文を追加。破産財団が破産者の財産の総称であることを斟酌し、その給付行為は破産管財人によって行われるものとすることを明文化。信託行為の受託者が信託財産を管理または処分する際に費用が発生し、それにより各種所得の支払いが生じた場

	<p>合、当該受託者が源泉徴収義務を負うものとする条文を追加。</p>
<p>第 89 条 各種所得の 源泉徴収義務者 および納税義務者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関、団体、学校、事業が支払う所得について、機関、団体、学校、事業者自身を源泉徴収義務者とするよう条文を改正。 ・ 行政法人および信託行為の受託者が支払う所得は、当該行政法人または受託者を源泉徴収義務者とする条文を追加。 ・ 源泉徴収義務者が源泉徴収義務を履行せず、その後所在不明となり徴収できない場合、徴収機関は直接、納税義務者から徴収することができる、とする条文を追加。 ・ 但書を追加し、機関、行政法人、団体、学校、事業者が解散、廃止、合併、譲渡、裁定による抹消、変更、または破産管財人による破産事務が裁判所の決定を経て終結または終了した場合、随時源泉徴収免除票を発行・交付し、10 日以内にリストを主管徴税機関に申告しなければならないことを明文化。
<p>第 92 条 源泉徴収税額の 申告納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一項の但書を改正し、機関、行政法人、団体、学校、事業者が解散、廃止、合併、譲渡、取消、変更、または破産管財人による破産事務が裁判所の決定を経て終結または終了した場合、源泉徴収義務者は源泉徴収票の発行および申告（非居住者に支払う配当を含む）を行わなければならない旨を規定。 ・ 非居住者に係る源泉徴収税額の納付、源泉徴収票の申告および発行・交付期限について、祝日が 3 日以上連続する場合は、期限を 5 日延長できるものとする条文を追加。
<p>第 94 条の 1 納税義務者への源泉 徴収票の発行・交付 免除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 89 条および第 92 条の改正にともない条文を改正し、行政法人は規定の期限により源泉徴収票を当該主管徴税機関に申告しなければならない旨を規定。
<p>第 111 条 法により源泉徴収票を 発行、申告しない場合 のペナルティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政法人が源泉徴収免除票の申告および発行・交付に係る規定に違反した場合、徴税機関はその監督機関に通知し、法による手続きを促すものとする条文を追加。 ・ 公営事業者が同条項規定に違反した場合のペナルティについて、私営事業者と同一でなければならず、第二項に規定する処罰・過料によるものとするよう改正。 ・ 源泉徴収義務者等が規定どおりに申告や源泉徴収票の発行・交付を行わずにペナルティが生じた場合、固定金額または支給額（源泉徴収税額）の固定比率（倍数）によるペナルティではなく、徴税機関が違反の程度を鑑みて、一定の金額の範囲内において、異なる程度の処罰を科すものとする。
<p>第 112 条 滞納に係る処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納金の加算基準について、税務調査徴収法第 20 条の規定により、3 日を超える毎に滞納金額の 1%を追加徴税するよう改正。

<p>第 114 条 源泉徴収義務違反に係るペナルティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の源泉徴収税額に基づく固定比率による過料の計算方法および自ら追加申告や発行・交付を行った場合に処罰を固定半減する規定について、従前の過料の上限・下限金額により処罰するものとするよう改正。 ・ 現行の第三号の滞納金の加算基準に係る規定を削除。
<p>第 114 条の 3 期限内に配当明細申告を行わない場合のペナルティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の第一項および第二項の控除可能税額、配当または剰余金の金額に基づく固定比率による過料の計算および自ら追加申告や発行・交付を行った場合に処罰を固定半減する規定について、従前の過料の上限、下限金額により処罰するものとするよう改正。

その他の参考：[財政部プレスリリース](#)

勤業衆信の見解

- 一、今般の所得税法改正は、所得税の源泉徴収制度を最適化するもので、行政院はこれを承認し、2025 年 1 月 1 日付で施行することが決定されました。施行日以降、源泉徴収対象の所得を支払う際には、改正後の源泉徴収義務者がその義務を負い、規定に違反した場合にもその責任を負うこととなります。行政法人が支払う源泉徴収対象所得および信託行為の受託者が信託財産を管理または処分する際に生じる支出が源泉徴収対象所得となる場合については、行政法人や受託者が源泉徴収義務者となります。一方、破産財団および業務執行者の事務所は、支払い義務の主体ではないですが、従前と同様、所得を支払う破産管財人および業務執行者の事務所が源泉徴収義務者との取り扱いに変更はありません。
- 二、このほか、非居住者所得の源泉徴収義務について、支払い期限に柔軟性を持たせ、祝日が 3 日以上連続する場合には、納付期限を 5 日延長することができます。また、規定どおりに申告をしなかった場合のペナルティは、違反の程度を斟酌して決定するよう改正されました。財政部は現在、関連する子法規の改正、ならびに書式および情報システムの修正を進めているほか、新制度の円滑な施行のため、各地の国税局を通して周知を強化しています。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュートマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報のみを掲載するものです。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびデロイトネットワークは、本資料によりいかなる人に対しても専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、各メンバーファーム、関係法人、職員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任または明示的および暗示的保証を負わないものとします。DTTL およびその各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2024 勤業暹信版權所有 保留一切權利